

令和 8 年 7 月 1 5 日
(2 0 2 6 年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

I C T 活用工事実施要領及び積算要領の一部改定について（通知）

このことについて、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における生産性の向上を図る取組として、I C T 活用工事を実施しているところです。

今般、国土交通省及び和歌山県において、要領の改定が行われたことを踏まえ、次のとおり I C T 活用工事実施要領及び積算要領を一部改定したので、お知らせします。

1. 主な改定内容

- ・土工 1,000m³ 未満の小規模工事を対象に、I C T 活用工事（導入型）を新たに追加
対象工種：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

2. 適用時期

令和 8 年 7 月 1 5 日以降に当初設計書を作成する工事

3. その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市 I C T 活用工事実施要領
- ・和歌山市 I C T 活用工事積算要領